

議案第70号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年9月11日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）
の一部を次のように改正する。

別表2 杉並区立荻窪北児童館の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2（12）杉並区立荻窪北児童館の項を削る。

（提案理由）

荻窪北児童館を廃止する等の必要がある。